

所管事務調査について

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

令和5年3月24日

宗像市議会議長 神谷 建一 様

提出者 宗像市議会議員 新留久味子  
賛成者 宗像市議会議員 石松 修  
賛成者 宗像市議会議員 福田 昭彦  
賛成者 宗像市議会議員 吉田 剛  
賛成者 宗像市議会議員 笠井香奈枝  
賛成者 宗像市議会議員 上野 崇之

記

- 1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため。
- 2 調査者 社会常任委員会委員 6人
- 3 調査先及び調査事項

調査先	調査事項
福岡県 大木町	循環型社会に関する取組について
- 4 調査期間 令和5年5月10日（水）限り 1日間
- 5 調査方法 社会常任委員会による出張調査
- 6 予算 60千円（1人あたり10千円）